

平成20年（ワ）第77号事件

京都地方裁判所

第2民事部合議3C係 御中

原告ら 開地区自治連合会外10名  
被告 宇治市

## 原告ら最終準備書面

上記当事者間の頭書事件について、原告らは、以下のとおり、準備する。

平成21年9月29日

上記原告ら代理人

弁護士 湯川 二郎

弁護士 山口 智

## 第1．被告代表者の表示の訂正

被告代表者の表示を

代表者市長 久保田勇

から

代表者水道事業管理者 桑田静児

に訂正する。

## 第2．原告らの地位

原告らは、戦前からあるいは戦後になって、日本国際航空工業従業員社宅として開浄水場（簡易水道）の水の供給を受けあるいは昭和40年代以降自宅を買い受けて以来、開浄水場（簡易水道）の水の供給を受け、それを日常生活に不可欠な生活用水として使用してきた。

補助参加人らも、開地区・開ヶ丘地区・一里丘地区に居住して開浄水場（簡易水道）の水の供給を長年にわたって受けてきた。

このように開の水は長年にわたって原告・補助参加人らの生活を支えてきた。

水源が枯渇したとか、原水が有害物質に汚染されたため多額の費用をかけなければ安全が確保できないとでもいうのであればともかく、嘘の理由で、あるいは府営水が余っているという理由でどうして休止させられるのか。本件特殊給水契約の変更事由足りないあれこれの理由によって開浄水場を休止するのは明らかに違法であるので、休止の差止めを求めるのが本訴の主旨である。

## 第3．本件の給水契約の特殊性

1. 開浄水場は、もともと、日本国際航空工業（現・日産車体）が経営する簡易水道事業施設であった。昭和36年に、日産車体が同事業廃止届を京都府知事に提出して以来、日産車体は速やかな撤退を希求し、一方で、被告宇治市は市水道（府営水）への切替えを求め、他方で、地元住民は開簡易水道の

継続を強く求めて、16年4月にわたり協議を重ねてきた。

2. その長い協議の結果、昭和50年3月、宇治市長は「将来の水需要の増加に対処するため・・・自己水源を確保する」方針を打ち出し（甲63-1）、宇治市議会も「宇治市開町の簡易水道存続に関する請願書」を全会一致で採択した。（甲63-2）
3. その後、宇治市長は、精力的に日産車体及び開自治会との協議を主導し、地元住民に対しては繰り返し「地下水は宇治市が責任を持って供給する」旨の確約を行い、その旨公文書にも記録してきた（甲40、41、50、52～54、57）。
4. 昭和50年11月6日、宇治市長は開町住民・宇治市・日産車体の三者が三者三様の負担をすることを内容とする「斡旋案」を提示した（甲42）。
5. 翌51年10月4日、宇治市長は、開町住民への市長の確約を確実に履行するため、給水の落ちこぼれがないよう、厚生省の事業認可を受けるため（甲78）、各家庭への水道管引込工事は個人負担であるので、各家庭個人に対して引込工事の同意書の提出を求めた（この同意書提出の要請は、開自治会を通して行われた）（甲42、73、78）。この市長要請を受けて、開自治会は、自治会内の組単位で「同意書」を取りまとめ、自治会長を通じてこれを市長に提出した（甲73、74）。
6. 昭和53年1月17日、以上の経過を踏まえて、市長「斡旋案」に基づく三者間の「覚書」が締結され（甲1）、宇治市は同「覚書」に基づき、昭和53年10月、従前の開簡易水道浄水施設と同じ敷地内に開浄水場を新設した。
7. 昭和53年3月、開簡易水道から市水道に切り替えるに当たって、先の「同意書」に基づき、開地区への給水装置・量水器取付工事が一斉に行われた。その際、宇治市水道事業給水条例によれば給水契約に先立って加入金・給水工事費予納金を予め納付しなければならない（条例10、15条）にも

かかわらず、開町住民に限っては加入金・工事費予納金は工事終了後の納付という特別な取扱いが行われた（甲75）。条例に違背するこのような特別な取扱いは、宇治市は住民に対し昭和53年4月1日までに給水することを約し、住民は宇治市に対して同年3月15日までに屋内引込工事を行うことを約するという「覚書」に由来する「三者三様負担」合意に基づくものであった。

8. なお、開町住民としても、「三者三様負担」に応えるべく、開自治会の組単位で、市水道切替えのための加入金・工事費予納金のための積立をおおむね昭和51年1月から毎月行ってきた。
9. 以上の通り、開町住民と宇治市との給水契約は、開簡易水道の時代からの歴史を持って締結されるに至ったものであり、本件特有の特殊な内容を持つものである。
10. このことは、平成15年4月14日付の宇治市長の日産車体株式会社への寄附依頼文（甲62の2）にも、宇治市長自身の認識として明瞭に語られている。すなわち、同文書は「浄水場施設は貴社（注：日産車体のこと）より移管を受け、今日まで施設更新を行いながら開地域の旧社宅居住者に水道給水を続けて参りましたし、今後も給水事業を継続していく責任もごさいます。」として、「今日までの歴史的経緯を勘案いただき」本件浄水場敷地を水道用地として無償寄附するよう求めているのである。
11. このように宇治市長は、開浄水場が「今日までの歴史的経緯」故に特殊な性質・特有な内容を有するものであることを十分に自認しているものである。
12. 本訴和解協議の過程で、原告らを含む開地区住民らは浄水場のポンプ交換を自費で行うことを申し出、現実にこれを提供した。これも開浄水場の「歴史的経緯」に基づくものであって、原告らが開浄水場を自らの浄水場として支えてきたことの証である。

13. 以上の通り、原告らと被告との間の給水契約は、「今日までの歴史的経緯」によって規定された、他にはほとんど例を見ない、極めて特殊特有な性格・内容を有するものであり、被告は原告らに対して開浄水場の地下水を水源とする、現在飲んでいる水質の水を供給すべき契約上の義務を負うものである。被告が一方的に開浄水場を休止することは到底許されないものである。
14. 開地区住民（開ヶ丘・一里丘を含む）と宇治市との給水契約は、以上のような「歴史的経緯」に基づき、開浄水場の水、地下水を水源とする水、現在飲んでいる水質の水を供給するのがその目的である。水道法に基づく給水契約は、水道法、地方公営企業法、市条例の適用を受けるものの、その本質は契約であるから、法令の趣旨・目的に反せず、法令の効果を阻害しない限り、当事者間の合意が契約の目的・内容となる。原告らはすべての給水契約において、特定の浄水場、特定の水質の水の供給義務があると主張しているのではない。あくまでも、開地区の歴史的特殊性を踏まえて、開地区の給水契約に限ってその特殊性を論じているのである。

#### 第4．開浄水場休止の特段の理由がないこと

1. 被告は、①開浄水場の原水の水質の悪化、②施設の老朽化、揚水量の低下、③小規模浄水場の統廃合、④府営水に余裕があることを理由として開浄水場を休止・廃止すると主張する。しかし、これらはいずれも全く理由がない。
2. 開の原水は、そのまま飲み続けても健康への影響はない（甲6号証末尾資料1）。トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンは、揮発性が高く、それ故エアレーションでばっ気すれば容易に除去しうるものである。現に開浄水場では平成3年度のエアレーション装置の設置によりこれら2物質は除去され、浄水は水道水質基準をクリアしている。

そもそも被告は開浄水場の原水に「人の健康の保護に関する環境基準」を超える上記２物質が含まれていることを問題視したが、原水の水質も上記「環境基準」も水道法には全く根拠のない事項であり、水道法は上記「環境基準」よりもはるかに広範かつ細部にわたって厳しい「水質基準」を定めているのであって、開浄水場の浄水はこの「水質基準」をクリアしているのである。それにもかかわらず、水道法に根拠のない原水の水質や上記「環境基準」を持ち出して、いかにも開浄水場の浄水が安全ではないかのごとく見せかけようとしたものであって、極めて非科学的で恣意的と言わざるを得ない。原水の「環境基準」を持ち出すのであれば、逆に府営水の方が広範囲にわたって水質に問題があるのである。

しかのみならず、法律に全く根拠しない勝手な判断基準を設定して、本件特殊契約に基づき供給されている本件地下水を一方的に府営水に変更するという行為は、明白に法治主義の理念にも契約法理にも反する違法なものである。

3. 「施設の老朽化」というが、「宇治市水道事業中・長期整備計画」では「比較的良好」とされ、ただ機械・電気設備についてのみ「機能診断調査を実施する」とされたにすぎない（甲３号証）。しかも、その機能診断調査も実施されておらず、老朽化は全く実証されていない。「更新にかかる費用が多大」とあるという点についても、何ら具体的に実証されていない。
4. 「揚水量が低下」しているというが、これは被告が開浄水場の交換予定ポンプを平成１８年度に購入しておきながら神明浄水場に流用した結果である。ましてや、開地区住民らが揚水ポンプを被告に特定寄附（工事費を含む）すると申し出ているのに、それを拒否しておいて、揚水量の低下を主張しつづけるのは背理である。
5. 開浄水場のような小規模浄水場は経済的効率が悪いというが、殿界意見書にも明らかなように、小規模浄水場の方が大規模浄水場よりもはるかに効率

的経済的なのである。現に、府営水よりも地下水の方が給水原価は圧倒的に安い。

6. 「府営水の受水量に余裕がある」というが、もともと被告の水需要の過大見積りに起因するのであって、今日なお割高の府営水を購入し続けることに合理性はない。経済的観点を重視するのであれば、まずは京都府との契約変更をすべきである。割高の、しかも過剰購入し続けている府営水をそのままにして、割安の自己水源を放棄するというのは、地方公営企業法にも反する。
7. 開浄水場の休止・廃止は、水道事業における災害時の水源確保・水源の多様性確保の要請及び自己水比率3分の1を基本としている市の方針にも反しているのであって、開浄水場を休止することは水道事業者としての合理的な裁量の範囲を著しく逸脱している。
8. 以上の通り、被告が主張する開浄水場休止の理由は、いずれも事実に対し、合理性・妥当性を著しく欠くものである。ましてや、本件給水契約においては、被告には、「今日までの歴史的経緯」に基づいて開浄水場の、地下水を水源とする水を供給すべき義務があるのであって、被告が一方的に契約変更をし得るような特段の事情は皆無である。

よって、本件浄水場の休止は、違法であり、差し止められるべきである。

以上